

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、当会が立地する地域において、1m以上の浸水が予想されているほか、小売・サービス業、医療機関の多くが立地する市街地の商業地域の一部で1m以上の浸水が予想されている。また、製造業や建設業の多くが立地する片瀬地区、安徳地区において、最大で2m以上の浸水被害が予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市の大部分が山地から構成され、ハザードマップによると、山間の岩戸地区・南畠地区の一部は、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっており、製造業や建設業の多くが集積している。平成21年7月の中国・九州北部豪雨による水害では、がけ崩れ95箇所、住宅被害6棟の被害が発生し、土砂災害による国道385号線の通行止めも発生した。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で4%以上の確率で発生すると言われている。

(その他)

市中央を流れる那珂川の氾濫による水害が頻繁に発生している。特に、平成21年7月の中国・九州北部豪雨による水害では、床上浸水73棟、床下浸水125棟、河川の溢水13箇所の甚大な被害が発生した。また、当市は九州の気候区分のうち、日本海型気候区分に区分され、平均気温は15℃～16℃、1月の平均気温は6℃以下でほかの気候区に比べて寒い。一方、年間降水量は1,700mm前後で、内海型気候区に次いで降水量は少なく、冬季には曇りや雨の天候が多いことと、北西の季節風をとともに受けて風の強い日が多いことが特徴としてあげられる。

(2) 商工業者の状況

- 商工業者等数 1,760人

- 小規模事業者数 1,271人

【内訳】

業種	商工業者	小規模事業者	備考(事業所の立地状況等)
商 工 業 者	建設業	375	市内に広く分散している
	サービス業	462	市内中心部に多い
	小売業	300	市内中心部に多い
	飲食・宿泊業	188	市内中心部に多い
	その他	435	市内中心部に多い

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- 地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- 自主防災組織の設立など、自主防災体制の整備
- 防災行政無線など情報伝達手段の整備
- ハザードマップの作成など防災知識の普及・啓発

- ・防災備品の備蓄など災害対応体制の確立
- 2) 当会の取組
- ・発災後の融資あっせん
 - ・事業者のB C Pに関する国の施策の周知

II. 課題

現状、平時の取組として市では防災計画や職員マニュアルを作成し災害時の体制は整いつつある。また、商工会においても災害時に事業所より申告されたものを把握し、適切な事業所の復興支援に努めているところである。

しかし、市は事業所の被災状況を入手する具体的な方法がなく、商工会は市内全域の被災情報を把握することが困難である。これは、緊急時、発災後に市と商工会で被災状況の把握及び報告システムが構築されていないことが原因である。

また、避難体制等のマニュアル整備・防災訓練の実施が十分でない事業所もあるが指導が行き届いていない現状である。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

III. 目標

- ・日常より地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時に小規模事業者が被害状況報告を報告し支援を求めることができる関係機関を平時より周知する。
- ・災害発災前後には精度の高い情報を提供できるよう連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援対策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。また、災害情報の把握・報告システムを活用し二次災害・災害の拡大を防ぐように迅速・正確に行動を行う。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間	
(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年 4月 1日～令和7年 3月 31日）	
(2) 事業継続力強化支援事業の内容	
・当会と当市の役割分担を整理し、連携して以下の事業を実施する。	
<1. 事前の対策>	
1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知	
・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等)について説明する。	
・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。	
・小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なもの含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。	
・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。	
2) 商工会自身の事業継続計画の作成	
・現在未作成であり、令和2年度末までに作成予定。	
3) 関係団体等との連携	
・あいおいニッセイ同和損害保険による専門家や福岡県商工会連合会の中小企業診断士等に計画策定支援を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。	
・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。	
4) フォローアップ	
・小規模事業者のBCP等取組状況の確認	
・那珂川市事業継続力強化連絡協議会(構成員：当会、当市)を開催し、状況確認や改善点等について協議する。	
5) 当該計画に係る訓練の実施	
・自然災害(震度6弱以上の地震)が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)	
<2. 発災後の対策>	
・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。	
1) 応急対策の実施可否の確認	
発災後24時間以内に職員の安否報告を行う。	
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当市で共有する。	
2) 応急対策の方針決定	
・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。	

(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。

・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

(例：被害規規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物全壊、半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

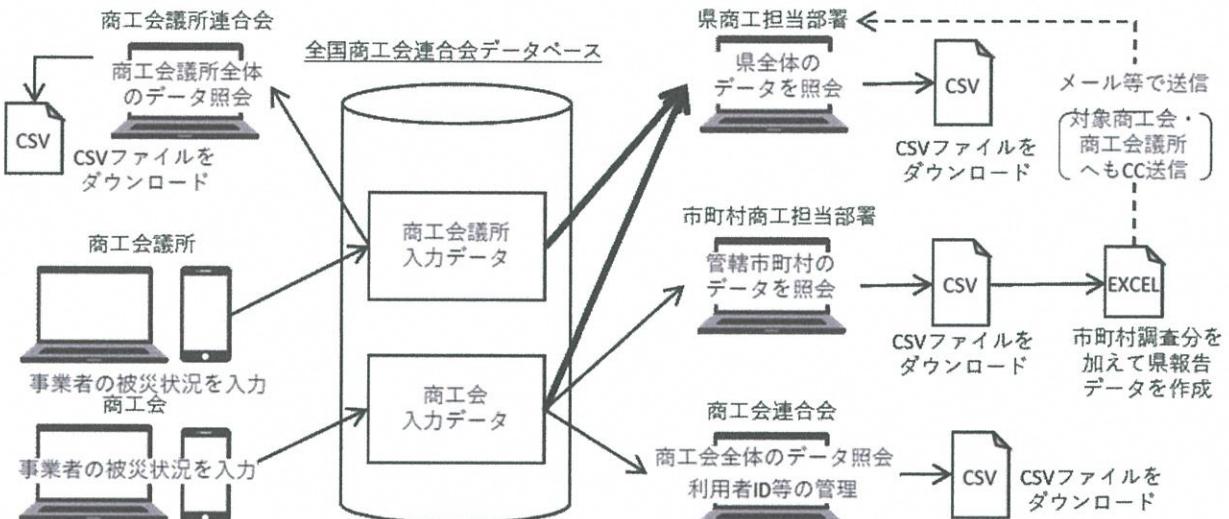
発災後～3日間	1日3回共有する
4日間～2週間	1日2回共有する
3週間～1か月	1日1回共有する
1か月以降	2日1回共有する

＜3. 発災時における連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法についてあらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、下記の県が指定する方法にて当会又は当市より県の商工担当部署へ報告する。
- ・当会は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、那珂川市の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・報告時間について、当会は原則、発災翌日の12:00と15:00、2日目の12:00、3日目の12:00とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。当市は県からの指示により報告する。

①システム利用可能時

商工会災害対応システムの活用方法



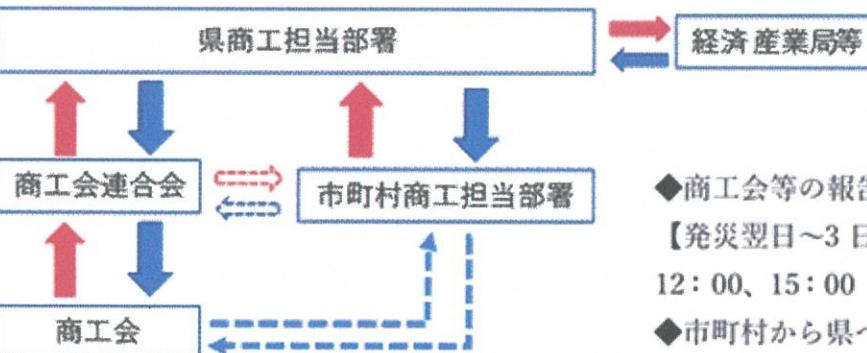
◆データ入力の締切時間

[発災翌日～3日] 12:00, 15:00 12:00 12:00

◆市町村から県への報告締切時間

県からの指示による

②システム不具合発生時



◆商工会等の報告締切時間

【発災翌日～3日】

12:00, 15:00 12:00 12:00

◆市町村から県への報告締切時間

県からの指示による

- ・また、当会は被害状況を9.様式集に規定する様式Iに記載し、県の商工担当部署へ報告する。

様式 I 福岡県中小企業振興課経営支援課 〇〇・〇〇宛て【電子メールにて送付：（メールアドレス keieishien@pref.fukuoka.lg.jp）】						
令和〇年〇月〇日の大雨による商工被害状況						
提出日：令和〇年〇月〇日						
団体名： 記入担当者：						
被害箇所				被害状況		
記入例 1 2 3	所在地	商店街の場合 商店街名	事業所名	業種	被害額	被害内容（建物、商品、原材料、機械の被害など、分かる範囲でできるだけ詳しく記述してください）
	〇〇郡〇〇町〇丁目-〇	-	㈱〇〇製材所	製造業	約10万円	工場内が浸水。旋盤機2台が利用できない状況。
	△△市△△町△△番地	△△商店街	△△酒店	酒販売業	約140万円	店舗前の電線柱が店舗に向けて倒れ、店舗半壊。在庫商品の約7割が被害。

沿線目次でに御報告頂いた箇所は削除せずに、新規情報を追記して下さい。
 沿用紙が足りない場合はコピーしてご用意ください。
 沿既に御報告を頂いている被害箇所につきましても、その後の調査で被害状況等の修正や追加が判明した場合は、併せて御報告お願いします。

<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、那珂川市と相談する。（当会は、国の依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対して支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、ほかの地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

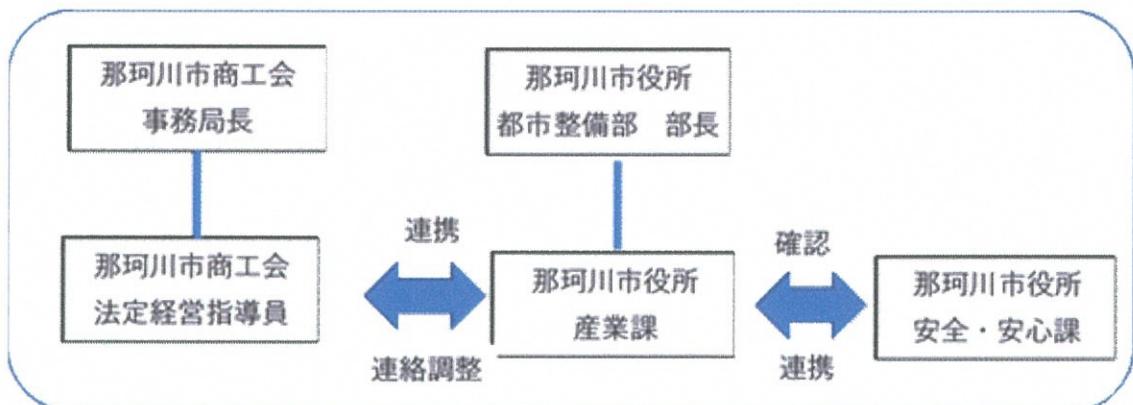
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和元年12月現在)

- (1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

- ①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 惣門 卓教 (連絡先は後述(3)①参照)

- ②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

- (3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

- ①那珂川市商工会

〒811-1242 福岡県那珂川市西隈3丁目1番10号

TEL: 092-952-2949 FAX: 092-952-9101

E-mail: nakagawa@shokokai.ne.jp

- ②那珂川市役所 産業課

〒811-1224 福岡県那珂川市大字安徳702番地1号

TEL: 092-408-9864 FAX: 092-953-4563

E-mail: sangyo@city-nakagawa.fukuoka.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	300	200	300	200	300
・専門家派遣費	80 (2事業所)	80 (2事業所)	80 (2事業所)	80 (2事業所)	80 (2事業所)
・セミナー開催費	120 (郵送費・ 講師派遣)	120 (郵送費・ 講師派遣)	120 (郵送費・ 講師派遣)	120 (郵送費・ 講師派遣)	120 (郵送費・ 講師派遣)
・パンフ・チラシ 作製費	100 (年1回)	0	100 (年1回)	0	100 (年1回)

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、福岡県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
福岡県商工会連合会 会長 城戸 津紀雄 〒812-0046 福岡県福岡市博多区吉塚本町9番15号
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 福岡支店 支店長 横山 和弘 〒812-0018 福岡県福岡市博多区住吉2-9-2
連携して実施する事業の内容
<p>① 計画策定支援 →小規模事業者に対して中小企業診断士等の専門家による事業所に応じたきめ細やかな事業継続力強化計画作成支援を行う。</p> <p>② 普及啓発セミナー →災害対策として会員事業者のみならず会員外の方も参加できるセミナーを開催する。</p> <p>③ 損害保険の紹介 →これから起こりえる災害に備えてあいおいニッセイ同和損害保険と同行し保険の見直しサポートを行う。</p>
連携して事業を実施する者の役割
<p>① 福岡県商工会連合会から専門家を派遣していただき、事業継続力計画策定を行うことにより、小規模事業者単独では至らない点も確認できるため、災害の拡大・二次災害を防ぐことができる。</p> <p>② あいおいニッセイ同和損害保険より普及セミナーを行う講師を派遣していただき、災害リスクの周知・説明を行う。小規模事業者でもできることから始められるような知識を深めることができる。</p> <p>③ あいおいニッセイ同和損害保険と損害保険の内容の見直しを行うことで、災害発生後もその保険によって事業継続ができる体制を整えることができる。</p>

